総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［まちづくり等］

平成27年度

中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

［指定：平成24年7月、認定：平成25年3月］

正

準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（3.3＋3.3）／2＝3.3　**3.3**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	都心部の居住人口割合	21%	1
2	中央商店街1階空き店舗率	89%	4
3	新規就農者数	175%	5
4	中央商店街に出荷した農家数	61%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×1＋4×1＋3×1＋2×0＋1×1）／4＝3.3　**3.3**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**3.3**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（3.5＋3.5）／2＝3.5　**3.5**

ｉ） 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■構造改革特区法の特定事業
（事項）
・地産地消型ショップ導入事業（濁酒製造販売事業）
（概要）
・特定農業者による特定酒類の製造事業を活用し、人口減少・超高齢化と耕作放棄地の増が著しい地区において、濁酒の製造販売が実現した。
（規制所管府省（財務省）の評価（特記事項））
・製造販売から2年ほどしか経過しておらず、製造量の増加も認められないことから、現時点での評価は時期尚早。引き続き事業を推進していただきたい。

等

専門家による評価の平均値　**3.5**

ⅱ） 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**－**

ⅲ） 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**3.5**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.3

・新規就農者の増加や出荷数の伸長がみられるものの、農業人材育成事業が実施されていないため、就農者数の増加が明確に特区事業の効果とは言えない。

・DE街区市街地再開発事業、丸亀町ファクトリー事業など主要事業が進捗していないため、都心部居住人口割合は増加しておらず、地道な取組の継続が望まれる。

・中心市街地と郊外田園地域との連携に関しては、大きな動きとなっておらず、更なる取組に期待したい。また、中心部だけではなく、郊外の地域資源も活用した地域活性化の取組が必要と思われる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.3

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (3.3＋3.5＋3.3×2)／4＝3.4

3.4

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。